

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協 定 の 名 称		ビュータウン茂沢景観形成住民協定
協 定 に 係 る 区 域		上田市生田（ビュータウン茂沢団地） 約 9.5ha
協 定 者 / 運 営 会 等		71 名 / ビュータウン茂沢景観形成住民協定推進委員会
認 定 日 / 番 号		平成 15 年 8 月 7 日 / 第 141 号
協定内容・主な基準		
建築物	囲 障	・敷地内に囲障を設ける場合は、生垣とし、大きさは景観に支障を及ぼさない程度とする。 ・生垣にネットフェンス等の柵を併用する場合は、地盤から 1.2m以下の透視可能な柵とする（地盤から 0.5m以下の部分を除く）。
	門 柱 門 壁	・門柱及び門壁を設ける場合は、道路に面する側の長さの合計を片側それぞれ 1.5m以下とする。 ・開口部を含めた幅は、合計 5.5m以下とする。 ・地盤面からの高さは 1.5m以下とする。
	外 壁 屋 根	・赤、ピンク、黄色などの刺激的な色を避け、黒、白、灰、濃茶など周囲の景観と調和させます。 ・屋根は可能限り勾配屋根とする。
	壁 面 柱 面	・道路境界線及び隣地境界線から 1 m以上後退する。 ・石積み等の上には建築しない。
	物 車 置 庫	・赤、ピンク、黄色などの刺激的な色を避け、黒、白、灰、濃茶など周囲の景観と調和させます。 ・石積み等の上には建築しない。 ・高さが 3.2m以下の場合は、道路境界線及び隣地境界線から 0.5m以上とすることができる。
緑 化 公 園		・敷地内の空き地等は、出来る限り緑化に努める。 ・公園及び空き地は、うるおいと安らぎを与える場所となるよう整備する。
環境美化		・幹線道路及び水路は、年 1 回以上の清掃を実施し、環境美化に努める。 ・法面は、出来る限り緑化に努める。 ・ゴミステーションは常に清潔にし、電柱（外灯含む）や消火栓（ポンプ格納庫含む）等の公益施設は景観に配慮する。
広告物		・建築物及び敷地内の看板は、自己用看板を除き、表示又は設置しない。
その他		・自動販売機は設置しない。

周边写真

